

# アジアの玄関口

## 福岡市で働く公衆衛生医師募集！

これまでの専門分野や保健所、行政機関等での勤務経験の有無は問いません。公衆衛生分野に少しでも興味がある方はお気軽にお問い合わせください。

「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市・福岡」の実現のため、あなたも一緒に、福岡市の未来をつくっていきましょう。

### ☆ココがポイント！

- ✓ 充実した制度と、働きやすい職場環境。
- ✓ 医師として適切な給与体系と明確なキャリアパス。
- ✓ 緊急時を除き、夜勤や当直が無い。異動は、原則福岡市内。
- ✓ 公衆衛生医師として必要な知識は、実際の業務や採用後の研修等を通して習得することができる。



### 【配属先】

区役所（保健福祉センター（保健所）等）に勤務し、公衆衛生分野や地域保健福祉分野の施策の企画立案・調整、市民サービスを提供する業務に携わります。

福岡市では、保健医療福祉・介護の総合的な窓口として、保健所と福祉事務所を統合した『保健福祉センター』を設置しています。保健所業務は、この保健福祉センターで行っています。

福岡市には保健福祉センターが各区（全7か所）に設置され、保健所としては、政令市型保健所として保健所機能と市町村保健センター機能を併せ持っています。このため、保健所としての行政機能に加え、地域保健・母子保健・成人保健の拠点としての様々な市民サービスも行っています。

保健福祉センターでは、医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、薬事監視員、食品衛生監視員、環境衛生監視員、事務職等の職員と一緒に仕事をしています。

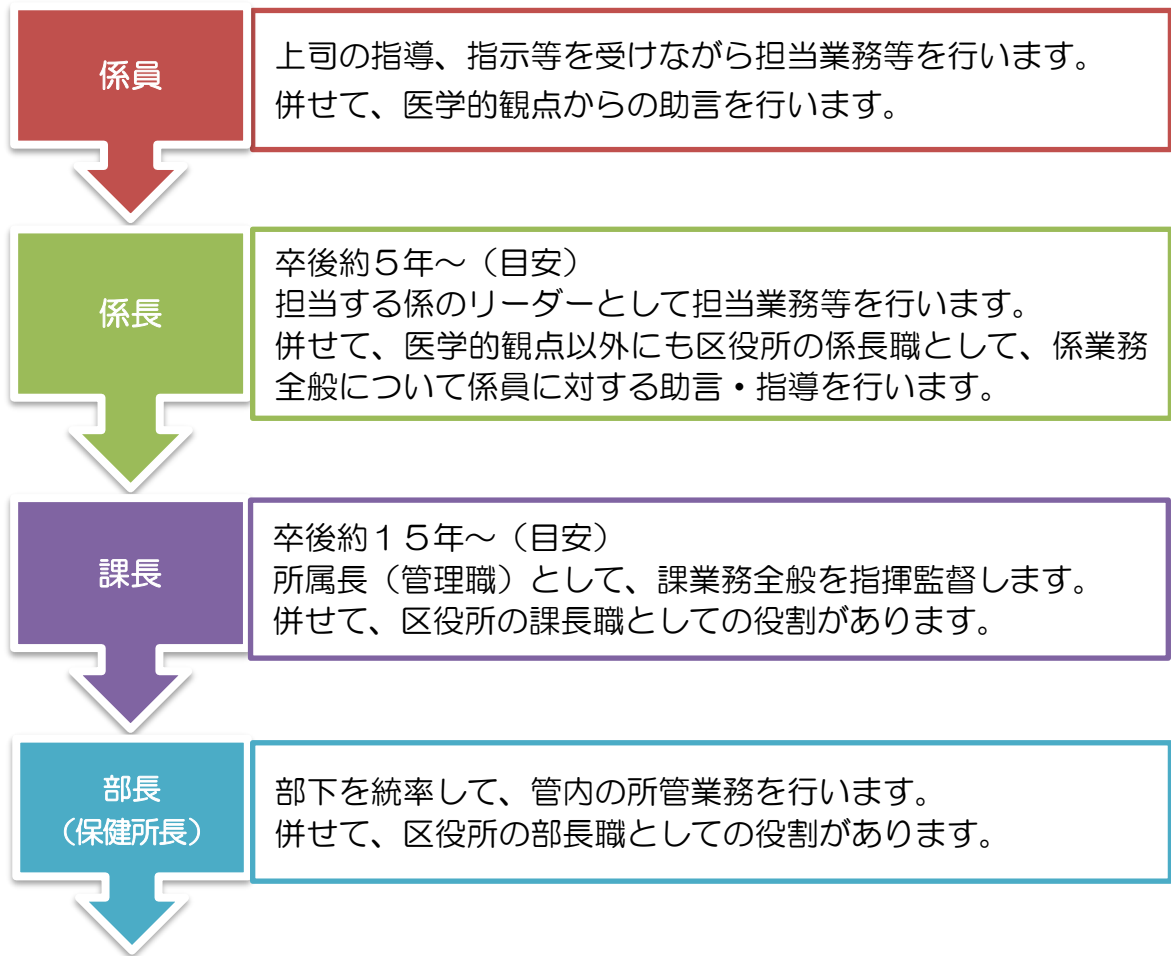
保健・医療・福祉分野について広く経験を積むため、人事異動により、市役所（保健医療局、こども未来局等）で勤務することもあります。

## 【業務】

配属先での、主な業務は次のとおりです。実際の業務内容は、職種、勤務先等により異なります

<b>感染症対策 健康危機管理 対策</b>	<b>母子保健行政</b>	<b>成人保健行政</b>	<b>高齢者・障がい者 保健福祉行政</b>
広域的な感染症や 食中毒への対応  大規模災害時の対応  感染症対策（結核、 エイズ、その他）  予防接種に関する 手続き	乳幼児健診  児童虐待防止  育児支援	特定健診  特定保健指導  各種がん検診  食育推進事業  健康づくり事業	認知症対策  介護予防  地域包括ケア  難病患者支援
<b>精神保健行政</b>	<b>地域保健行政</b>	<b>医療安全行政</b>	<b>環境・食品 衛生行政</b>
適正医療・保護  社会参加・復帰支 援  在宅福祉サービス 相談  普及・啓発事業	校区保健福祉活動  支え合い助け合い の地域づくり  生活困窮者支援  育児支援	医務関連業務  薬務関連業務  医療安全相談  献血推進	理・美容所、旅館等 への法令に基づく監 視・指導  飲食店、製造所等へ の法等に基づく監 視・指導

## 【キャリアパス】



- ※ 保健福祉センター（保健所）で働く場合の例示です。各職階への昇任は、職員により異なります。  
原則として、係長での採用となります。ただし、経歴等により、その他の職位での採用もあります。

## 【医師としてのキャリアを継続・維持できる体制】

家庭環境等が変化しても、医師としてのキャリアを継続・維持できるように産前産後休暇を始め、育児休業や、配偶者や父母、子などの介護に係る休暇制度等の整備が進んでいます。

## 【研修制度】

職員研修：採用時・昇任時など、それぞれの段階で仕事に必要な知識・技術等を身につけるための必修研修や、職員の専門的知識や技能の向上を図る選択研修など、「自ら学び育つ」ためのメニューがあります。

専門研修：国立保健医療科学院、国立感染症研究所、結核研究所等が主催する研修への派遣により、公衆衛生について専門的な知識や技術の修得もできます。

## 【給与・諸手当】

「福岡市職員の給与に関する条例」における「医療職給料表(1)」が適用されるため、公的医療機関に勤務する医師と比較しても、適切な額が支給されています。

初任給調整手当、期末・勤勉手当（年2回）に加え、条件や役職等に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、地域手当、管理職手当等の諸手当が支給されます。

詳細はお問い合わせください。

## 【休日・勤務時間】

勤務時間は原則として午前8時45分から午後5時30分まで、または午前9時15分から午後6時までです。休日は土曜日・日曜日（完全週休2日制）、祝日、年末・年始です。休日・勤務時間は、職場によって異なる場合があります。

有給休暇は、年次休暇が1年につき20日（採用日による変動あり）あり、20日間を限度として次年度に繰り越すことができます。そのほか特別休暇（夏季、忌引、ボランティア休暇など）があります。

## 【福利厚生】

健康診断の実施や、結婚・出産・傷病時の給付金支給、自動車購入や住宅取得などのための各種貸付、余暇活動の支援事業などを行っています。

職員向け宿舎はありませんが、アパートなどを借りる場合は一定額の住居手当が支給されます。

## 【保健所に勤務する医師の1週間（イメージ）】

曜日	午前8時45分～正午		午後1時～午後5時30分		時間外
月	<b>朝ミーティング</b> 職員が集まって週 予定の確認	<b>胸写読影</b> 所内で撮影した胸写読 影と紹介状の作成	<b>資料作成等</b>	<b>会議</b> 本庁と各区の担当者との 会議	
火	<b>打ち合わせ</b> 午後の結核診査会 の確認	<b>資料作成等</b> 情報の収集や各種資 料・書類の作成	<b>会議</b> 懸案事項に対する 協議	<b>結核診査会</b> 診査委員による公 費負担医療の内容 の診査	
水	<b>資料作成等</b> 情報の収集や各種資料・書類の作成		<b>資料 作成 等</b>	<b>会議</b> 次回会議の 打ち合わせ	<b>会議</b> 児童虐待防止に 関する関係課と の情報共有
木	<b>感染症抗体検査</b> HIV や肝炎ウイルス等の検 査結果の説明	<b>資料作成等</b>	<b>乳幼児健診</b> 健診医として診察	<b>感染症疫学調査</b> 感染症発生届を受理し、疫学調査 が必要と判断されたため、緊急に 対応	
金	<b>所内会議</b> 昨日発生した事案の情報 を整理し、今後の方針に ついて検討	<b>追加調査</b> 方針に従い、追加 調査の実施	<b>医療機関立ち入り検査</b> 関係課とともに実施する管内の医療機関 への定期立ち入り検査		

※ 実際のスケジュールは、週、職種、勤務先等により異なります。

## 【Q&A】～よくある質問にお答えします～

Q 福岡市で働く公衆衛生医師は何名いますか？

A 令和5年4月1日現在、市役所と区保健福祉センター等をあわせて18名です  
(産業医を含む)。

Q どのような仕事内容なのでしょうか？

A 公衆衛生分野や地域保健福祉分野の施策の企画立案、関係機関との連絡調整など  
に加え、医師として、胸写読影・特定健診判定、感染症抗体検査の結果説明、乳幼児  
健診、精神ケースカンファレンスなどの業務も行っています。

Q 女性の公衆衛生医師はいますか？

A 令和5年4月1日現在、女性医師は11名です（うち3名が保健所長）。

Q 転勤はありますか？

A 勤務場所は、数年ごとに異動しますが、あくまで福岡市の職員ですので、異動先は原則福岡市内になります。どこも駅から徒歩圏内にあります。異動先は、本人の意向を参考に決定されます。

Q 専門が公衆衛生ではありませんが、大丈夫でしょうか？

A これまで、様々な専門分野、診療科を経験した医師が福岡市に入庁されています。公衆衛生医師として必要な知識を採用後の研修等にて習得しつつ、今まで活躍された専門分野も生かすことができます。臨床現場と同様に、医師としてリーダーシップが求められます。

Q 中途採用になりますが、考慮してもらえる点や不利な点はありますか？

A 卒後年数に応じて職階や給与を考慮しますので、特段不利になるようなことはありません。

Q 土日などの休日の出勤はありますか？ 残業はありますか？

A 研修参加、研修会開催などや緊急時（感染症事案発生）など、土日や休日の出勤が年に数回、時間外勤務は月に数回あります。休日などに出勤した場合には、平日に代休をとることを原則としています。

Q 学会出張は可能ですか？研修日はありますか？

A 学会等への参加に係る旅費、会費等のうち一定額を給付する制度があります。研修日はありません。

Q 一度見学をしたいのですが、可能ですか？

A 大歓迎です。見学申込書をFAXまたはeメールで送付してください。

【問い合わせ先】

福岡市保健医療局健康医療部地域医療課

TEL：092-711-4264 FAX：092-733-5535

E-mail：chiikiiryu.PHB@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号(市役所 12階)